

旧横浜ゴム平塚製造所記念館有料施設利用基準

平塚市教育委員会

旧横浜ゴム平塚製造所記念館は、八幡山公園内に移築復原された歴史的建造物で、国の登録有形文化財（建造物）にも登録されている明治時代の洋風建造物です。利用にあたっては、文化財施設であることを十分ご理解のうえ、関係法令及び利用基準を遵守してください。

1 利用団体の登録

記念館の利用に当たっては、記念館利用団体の登録が必要です。登録は、「記念館利用団体調査票」と「団体の会員名簿」の提出により審査を行い、承認された団体（原則 5 名以上）が利用できます。継続して利用する場合でも毎年度登録が必要となります。

なお、営業や特定の宗教・政治活動が目的の団体、及び個人での利用はできません。

2 利用時間

利用時間は、午前9時から午後9時30分までです。（準備・片付け・清掃の時間を含みます）

3 休館日

休館日は、毎週月曜日（当日が休日に当たるときは、その後においてその日に最も近い休日でない日）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）です。

4 利用申込み

- (1) 申込みは、使用期日の属する月の3月前の月の1日から使用期日前7日まで。ただし、1日が休館日に当たる場合は、翌日以降でこれらに当たらない最初の日からとなります。
- (2) 申込みをする場合は、必ず使用許可申請書を提出し、受付時に施設使用料をお支払いください。許可書をお渡ししますので、利用日当日、受付へ提出してください。なお、納入済みの使用料については、利用者の責による理由により利用できなかった場合は、理由の如何を問わず返還しません。また、電話での申込みはできません。
- (3) 記念館の会議室等の施設利用は、1団体につき原則月3回までです。
 - ア 記念館の会議室については、「1室 1日以内」の利用を1回とします。ただし、当該施設を展示スペースとして利用する場合は、1週間（火曜日～日曜日）を限度に連続できるものとします。
 - イ 4回目以上の利用については、利用する前月の20日から申込みを受け付けます。
 - ウ 厨房施設については、いずれかの会議室と併用する場合のみの利用となります。
 - エ 市長が特に認める場合は、対象外とします。

- (4) 公的事業等がある場合は、利用の変更やお断りをする場合があります。
- (5) 申込みの取消し（キャンセル）は、決まり次第早めにお知らせください。
- (6) 一般の観覧者の入館がありますので、全館を占用しての利用はできません。

5 利用上の注意事項

- (1) 利用に当たっては、職員の指示に従ってください。
- (2) 利用の前後には、必ず職員に声をかけてください。なお、退館時には終了の報告をしてください。
- (3) 管理棟を除く記念館部分は、全面土足禁止です。
- (4) ペン・のり・テープなど消耗品は利用者がご用意ください。記念館の備品を使った場合は、必ず元あった場所に片付けてください。また、備品類を破損・紛失した場合は、利用者の負担で修理・弁償をしていただきます。
- (5) 厨房利用後は、衛生面に十分注意し、清掃・片付けをしてください。
- (6) 配達物などの受取りやお預かりはいたしません。
- (7) 緊急の連絡を除き、団体への電話取次ぎはできません。
- (8) 環境への配慮に関して、ご協力をお願いします。
 - ア ごみはすべてお持ち帰りください。
 - イ 節電・節水にご協力ください。なお、空調の設定温度は、季節ごとに目安があります。（暖房：12/1～3/31 温度18℃、冷房：7/1～9/30 温度28℃）
- (9) 記念館の館内及び敷地内は、全面禁煙です。
- (10) 館内への飲み物、食べ物の持ち込みは、原則として禁止です。
- (11) 貴重品の管理は、各自十分気をつけてください。忘れ物は3か月保管後に処分します。
- (12) 自動車・自転車の駐車場・駐輪場はありません。公共の交通機関等をご利用ください。
- (13) 施設内及び敷地内への無断張り紙等は禁止です。また、施設を利用するに当たって使用する物品のお預かりはできません。
- (14) 施設の管理上、団体が利用中でも職員が部屋に立ち入る場合があります。
- (15) その他不明な点は、職員にお問い合わせください。

6 利用上の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、利用ができません。

- (1) 善良な風俗その他公の秩序を害するおそれがあるもの。
- (2) 記念館及び附属設備を損傷するおそれがあるもの。
- (3) 営利を目的として利用するおそれがあるもの。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織の利益となるおそれのあるもの。
- (5) 管理上支障があると認められるもの。
- (6) 特定の宗教・政治活動が目的と認められるもの。
- (7) その他、利用が不相当と認められるもの。

記念館施設使用料

区分	床面積	使用料（単位 円）					
		9：00～12：30 （＝午前）		13：00～17：00 （＝午後）		17：30～21：30 （＝夜間）	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
第1会議室	61.87 m ²	1,500	3,000	1,700	3,400	1,700	3,400
第2会議室	43.71 m ²	1,000	2,000	1,200	2,400	1,200	2,400
厨房	10.28 m ²	250	500	300	600	300	600

* 入場料等を徴収して使用する場合は、ここに定める使用料の額の2倍とする。

（附 則）

この利用基準は、平成21年4月1日から適用する。